

# インフォメーション

平成 30 年 12 月 1 日  
税理士松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 所得拡大促進税制の改正について

～平成 30 年税制改正～

所得拡大促進税制が改正されました。賃上げ及び設備投資に取り組む企業に対し支援措置が強化されます。また、高い賃上げを行い、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、税額控除率が上乗せされます。

### 【中小法人・個人の場合】

#### 1. 適用要件

継続雇用者給与等支給額が前年度比で 1.5%以上増加していること。

※継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者（前期から当期まで全ての各月で給与等の支給を受けた雇用者のうち、雇用保険の一般保険者）に支払った給与等の総額。

#### 2. 税額控除額

**雇用者給与等支給額の前年度からの増加額×15%の税額控除**（法人税額の 20%が上限）

※雇用者給与等支給額とは、継続雇用者に限定しない、全ての雇用者に支払った給与等の総額（役員等に支払った給与等は除く）。

#### 3. 上乗せ措置

継続雇用者給与等支給額の前年度増加率が 2.5%以上 の場合で、次の①・②のいずれかの要件を満たした場合は、控除率を 10%上乗せし、

**雇用者給与等支給額の前年度からの増加額×25%の税額控除**（法人税額の 20%が上限）

- ① 当期の教育訓練費が前年度の教育訓練比 10%以上増加していること。
- ② 適用年度終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことの証明がなされていること

### 【大法人の場合】

#### 1. 適用要件

- ① 継続雇用者給与等支給額が前年度比で 3%以上増加していること。
- ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の 90%以上であること。

#### 2. 税額控除額

**雇用者給与等支給額の前年度からの増加額×15%の税額控除**（法人税額の 20%が上限）

#### 3. 上乗せ措置

上記 1 の適用要件に加えて、適用年度における教育訓練費の額が過去 2 年における教育訓練費の額の平均値と比べて 20%以上増加している場合には、控除率を 5%上乗せし、

**雇用者給与等支給額の前年度からの増加額×20%の税額控除**（法人税額の 20%が上限）

### 【適用時期】

1. 法人…平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度
2. 個人…平成 31 年～平成 33 年までの各年度